

平成28年3月22日

**交通政策審議会令の一部を改正する政令が閣議決定されました。**

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）の一部の施行（平成28年4月1日）に伴い、交通政策審議会令について所要の改正を行うものです。

**I. 背景**

平成25年の通常国会において成立した障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、交通政策審議会令について所要の改正を行うものです。

**II. 概要**

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）の一部の施行（平成28年4月1日）に伴い、国土交通大臣が船員についての障害者差別禁止指針及び合理的配慮指針を定める際に交通政策審議会への意見聴取が義務づけられたことを踏まえ、当該事務を同審議会の海事分科会において処理させるため、同分科会の所掌事務として新たにこれを追加することとします。

**III. 今後のスケジュール**

公 布：平成28年3月25日（金）

施 行：平成28年4月1日（金）

**【問い合わせ先】**

国土交通省大臣官房総務課 法規第七係長 牧田

03-5253-8111（内線21-484）